



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………
- …(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………
- 建築基準法による一団地の区域 (二件)……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………
- 建築基準法による道路の指定の変更……………
- …(同)……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………
- …(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………
- …(同)……………
- 保安林の皆伐面積の残存許容限度……………
- …(産業労働局農林水産部森林課)……………
- 東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………
- …(港湾局臨海開発部海上公園課)……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- …(同)……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………
- …(同)……………
- 政治団体の届出……………
- …(同)……………
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………
- …(同)……………
- 政治団体の解散の届出……………
- …(同)……………
- 資金管理団体の指定の届出……………
- …(同)……………

告示 (消)

公 告

- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………
- …(同)……………
- 資金管理団体の取消しの届出……………
- …(同)……………
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………
- …(同)……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- …(同)……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………
- …(同)……………
- 衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間……………
- …(同)……………
- 自動通報等の承認に関する規程の一部改正……………
- …(同)……………
- たき火禁止区域の指定……………
- …(同)……………
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案 (二件)……………
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………
- 都市計画の案 (四十一件)……………
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………
- 政策部土地利用計画課・住宅政策推進部住宅政策課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課……………
- …(同)……………
- 東京都職員共済組合互選議員選挙の結果……………
- …(東京都職員共済組合)……………

告 示

●東京都告示第千五百九十一号
 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第七条の十六第一項の規定に基づき虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、

次のように告示する。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部及び国家公務員共済組合連合会

二 事業施行期間

平成二十六年七月十五日から平成三十七年三月三十一日まで

三 施行地区

港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行認可の年月日

平成二十六年七月十五日

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年十二月一日

●東京都告示第千五百九十二号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小金井市中町二丁目五十三番一の 平成二十六年十
部 一月十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 (小平市花
小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千五百九十三号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条
の第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

平成二十六年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

西東京市南町四丁目八百九十四番及 平成二十六年十
び八百九十五番 一月十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 (小平市花
小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千五百九十四号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
という。) 第四十二条第二項の規定による道路の指定を次
のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道
路の種類

変更年月日

変更に係る道
路の位置

法第四十二条
第二項の規定
による道路

平成二十六
年十一月十
一日

東久留米市中
央町二丁目千
三百八番二、
千三百十七番
二、千三百十
八番一、同番
二、同番四、
同番六、千三
百十九番、千
三百二十三番、
千三百二十四
番、千三百二
十五番一、千
三百二十五番
五、千三百八
十八番二及び
千三百九十三
番二の各一部

延長
一三八・〇三
幅員
四・〇〇

●東京都告示第千五百九十五号

東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九
十六号) 第四十八条の規定に基づき、(仮称) 三田小山町
西地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案 (以
下「評価書案」という。) 及びその概要の提出があり、同
条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域

を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとお
り告示する。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

港区 三田一丁目、三田二丁目、三田三丁目、三田四
丁目、三田五丁目、麻布十番一丁目、麻布十番
二丁目、麻布十番三丁目、麻布十番四丁目、東
麻布一丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、南
麻布一丁目、南麻布二丁目、南麻布三丁目、元
麻布一丁目、元麻布二丁目、元麻布三丁目、六
本木五丁目、六本木六丁目、麻布永坂町、麻布
狸穴町、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台
三丁目、芝公園四丁目、芝三丁目及び芝五丁目
の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地
三田小山町第3・5地区市街地再開発準備組合
理事長 一色 正男

港区三田一丁目四番八十号 タワーズ三田三〇一号

三 対象事業の名称及び種類
(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業
高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区三田一丁目に位置する開発施工面積
約二・五ヘクタールにおいて、共同住宅、店舗・事務所、
駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するものであ
る。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、
水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、

自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年一月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに平成二十六年十二月二十九日から同月三十一日まで及び平成二十七年一月二日を除く。

なお、平成二十六年十二月二十九日から平成二十七年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務

所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年一月十四日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。
環境に及ぼす影響の評価の結論は表1～12に示すとおりである。

表1 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>イ. 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.066007ppmであり、環境基準を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は49.2%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.063920mg/m³であり、環境基準を下回り、建設機械の稼働に伴う寄与率は29.3%である。</p> <p>ロ. 工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた作業の平準化に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努める。</p> <p>ハ. 工所用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 工所用車両の走行に伴う二酸化窒素濃度の年平均値の年間98%値は0.040316～0.042677ppmで、環境基準を下回り、工所用車両の走行に伴う寄与率は0.05～0.55%である。浮遊粒子状物質濃度の年平均値の2%除外値は0.048876～0.048912mg/m³で、環境基準を下回り、工所用車両の走行に伴う寄与率は0.00～0.01%である。</p> <p>ニ. 施設の供用に伴う二酸化窒素の大気中における濃度 施設の供用に伴う二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.043681ppmであり、環境基準を下回り、施設の供用に伴う寄与率は6.1%である。</p> <p>ホ. 駐車場利用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 駐車場利用車両の走行に伴う二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.042089ppmであり、環境基準を下回り、駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.07%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.048496mg/m³であり、環境基準を下回り、また駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.000005%である。</p> <p>ヘ. 関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 関連車両の走行に伴う二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.040170～0.040844ppmで、環境基準を下回り、寄与率は0.00～0.10%である。浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.048870～0.048888mg/m³で、環境基準を下回り、寄与率は0.000～0.001%である。</p>

表2 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>イ. 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{day})は、計画地東南側の敷地境界において最大70dBであり、報告基準(85dB)を下回る。工事の実施に当たっては、「反囲い」や防音フェルトの設置、「低騒音工法の選択」等を実施する。 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{vib})は、計画地東側の敷地境界において最大66dBであり、報告基準値(75dB)を下回る。工事の実施に当たっては、「低振動工法の選択」、「工事工程の平準化及び建設機械の効率化」等を実施する。 以上より、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>ロ. 工所用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動 イ. 工所用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{day})は、昼間65～72dB、夜間62～70dBであり、予測地点1の昼間、予測地点2の昼夜間を除き、環境基準値と同値もしくは上回った。なお、環境基準を上回った地点については、現況においても既に環境基準を上回っており、工所用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は最大でも1dBである。工事の実施に当たっては、「走行経路の分散」、「低公害型車両の採用」等を実施する。 以上より、工所用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>ハ. 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{day})は、昼間62～70dB、夜間58～68dBであり、昼間においては予測地点e、f、iが、夜間においては予測地点m以外の全地点で環境基準を上回った。なお、環境基準を上回った地点については、現況においても既に環境基準を上回っており、関連車両の走行による騒音レベルの増加分は、全ての地点で1dB未満である。本事業の実施に当たっては、「公共交通機関の利用促進」、「エコドライブの周知徹底」等を実施する。 関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{vib})は、昼間29～52dB、夜間26～47dBであり、全ての地点で規制基準を下回る。なお、関連車両の走行による振動レベルの増加分は、全ての地点で1dB未満である。本事業の実施に当たっては、「公共交通機関の利用促進」、「エコドライブの周知徹底」等を実施する。 以上より、関連車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表3 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>工事後の完了後</p> <p>イ. 施設の稼働に伴う騒音 施設の供用に伴う騒音レベルは、計画地東側の敷地境界において最大41dBであり、規制基準（朝 45dB、昼間 50dB、夕 45dB、夜間 45dB）を下回る。 工事の実施に当たっては、「低騒音型の機械の採用」、「設備機器の整備、点検等の徹底」等を実施する。 以上より、施設の供用に伴う騒音は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>ア. 汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度 計画地内の既存施設において「環境確保条例」に規定される工場が存在すること、及び有害物質の使用履歴の可能性が否定できないことが確認されている。そのため、現在供用中の工場等の廃止時に、「環境確保条例」第116条に基づき手続きが行われる。また、事業の実施に伴う土地の改変にあたっては、「土壌汚染対策法」第4条及び「環境確保条例」第117条に基づき手続きを実施する。 上記の手続きにおいて実施する土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づいて「汚染拡散防止計画書」を作成し、関係機関と調整を行ったうえで適正な汚染拡散の防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする。 以上の対策を講じることにより、事業の実施に伴い土壌汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>
3. 土壌汚染	<p>工事中の施工の完了後</p> <p>ア. 新たな土壌汚染が発生する可能性の有無 現在計画地内に存在する印刷業、クリーニング業及び電気機器製造業の工場等が、工事の完了後に計画施設において操業する可能性がある。印刷業では重金属を含むインクの使用により、ドライクリーニング及び電気機器製造業では溶剤等として揮発性有機化合物を使用することにより、土壌汚染の発生が考えられる。 計画施設における当該工場等の操業にあたっては、塵インクや溶剤等を適切に保管し、専門業者に委託して適正に処分するとともに、工場等は、床面をコンクリート等の浸透防止材とすること等により、液体の地中への浸透を防止できる構造とするなど「水質汚濁防止法」による構造等に關する基準に基づいて適正に対処する。また、ドライクリーニングについては、土壌汚染のおそれのない石油系溶剤の導入を図る。 以上のことから、評価師の指標とした「新たな土壌汚染を引き起こさないこと」を満足すると考える。</p>

表4 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目	評価の結論
4. 地盤	<p>工事中の施工の完了後</p> <p>ア. 掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度 山留壁の変形による地盤の変形について、本事業では、T.P.約14m程度まで掘削する計画であるが、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを十分な深度まで施工する計画である。また、計画地周辺の地盤変形を防止するため、山留支保工として切梁工法を用い、地盤アンカー及び水平切梁を1～2段設置する計画である。 以上のことから、山留壁の変形は最小限に抑えられ、掘削区域周辺での地盤の変形による影響が生じる可能性は小さく、「周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とした、評価師の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>イ. 掘削工事に伴う地下水水位の低下による地盤の変形の範囲及び変形の程度 計画地での地下水水位観測結果によると、計画地の地下水水位はT.P.-0.56m～+3.45mである。掘削区域内では地下水湧出あるいは掘削工事中の地下水の揚水・排水に伴う水位低下により、地盤沈下を生じる可能性が考えられる。 掘削工事中の地下水の出水についてはドレーンブーム工法により、掘削底面以浅の第一帯水層（不圧地下水）および第二帯水層（被圧地下水）の地下水を揚水して減圧する。本事業では山留壁（SMW）を難透水層（上総層群）まで掘入れする計画であり、これにより計画地周辺の帯水層は分離される。被圧帯水層と考えられる東京層（砂質土層）の減圧は山留壁で囲んだ範囲を対象とするため、揚水は必要最小限となり、周辺被圧帯水層からの回り込みによる地下水水位の低下ははばばないものと考ええる。 また、掘削底面以浅の不圧帯水層と考えられる沖積層・武蔵野層中の地下水についても、山留壁と難透水層である東京層（粘性土層）により遮水された状態となるため、地下水水位の低下ははばばないものと考ええる。 以上のことから、掘削工事に伴う地下水水位の低下による地盤の変形による影響が生じる可能性は小さく、「周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とした、評価師の指標を満足するものと考ええる。</p>

表5 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評 価 の 結 論
4. 地 盤	<p>ア、建築物の存在に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度 本事業では、地下構造物の設置（深さT.P.約-14m）及び山留壁の構築により、第一帯水層（不圧帯水層）である沖積層（粘土）、武蔵野礫層（砂礫）、並びに第二帯水層（被圧帯水層）である東京層（細砂）、東京礫層の一部に改変を加えることになる。</p> <p>一般的に帯水層中に遮水性山留壁や地下構造物を設置すると、地下水流は多少なりとも遮断される。しかし、計画地が位置する低地部には、これらの帯水層が計画地を含む周辺には範囲に分布しており、さらに、地下水の流れを阻害する地下構造物、山留壁が設置される範囲は帯水層の分布範囲と比較して狭く、限られた範囲にとどまると想定される。このため、地下水は建築物（地下構造物）及び山留壁の周囲を迂回して流れると考えられ、地下構造物及び山留壁による地下水の水位、地下水の流動阻害への影響は小さいものと考ええる。</p> <p>以上のことから、建築物（地下構造物等）の存在に伴う地下水水位の変化による地盤の変形による影響が生じる可能性は小さく、「周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」として、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
5. 水 循 環	<p>ア、掘削に伴う地下水水位の変化の程度 計画地での地下水水位観測結果によると、計画地の地下水水位はT.P.-0.50m～+3.45mである。掘削区域内では地下水湧出あるいは掘削工事中の地下水の揚水・排水に伴い水位低下を生じる可能性が考えられる。</p> <p>掘削工事中の地下水の出水についてはドレーン・ウェル工法により、掘削底面以浅の第一帯水層（不圧地下水）および第二帯水層（被圧地下水）の地下水を揚水して減圧する。本事業では山留壁（SMW）を難透水層（上総層群）まで掘入れする計画であり、これにより計画地周辺の帯水層は分離される。被圧帯水層と考えられる東京層（砂質土層）の減圧は山留壁で囲んだ範囲を対象とするため、揚水は必要最小限となり、周辺被圧帯水層からの回り込みによる地下水水位の低下ははばかないものと考ええる。また、掘削底面以浅の不圧帯水層と考えられる沖積層・武蔵野礫層中の地下水についても、山留壁と難透水層である東京層（粘性土層）により遮水された状態となるため、地下水水位の低下ははばかないものと考ええる。</p> <p>以上のことから、掘削に伴う地下水水位の低下の程度は小さく、「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」として、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表6 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評 価 の 結 論
5. 水 循 環	<p>ア、地下構造物の存在等に伴う地下水流況の変化の程度 本事業では、地下構造物の設置（深さT.P.約-14m）及び山留壁の構築により、第一帯水層（不圧帯水層）である沖積層（粘土）、武蔵野礫層（砂礫）、並びに第二帯水層（被圧帯水層）である東京層（細砂）、東京礫層の一部に改変を加えることになる。</p> <p>一般的に帯水層中に遮水性山留壁や地下構造物を設置すると、地下水流は多少なりとも遮断される。しかし、計画地が位置する低地部には、これらの帯水層が計画地を含む周辺には範囲に分布しており、さらに、地下水の流れを阻害する地下構造物、山留壁が設置される範囲は帯水層の分布範囲と比較して狭く、限られた範囲にとどまると想定される。</p> <p>このため、地下水は建築物（地下構造物）及び山留壁の周囲を迂回して流れると考えられ、地下構造物及び山留壁による地下水の水位、地下水の流動阻害への影響は小さいものと考ええる。</p> <p>したがって、建築物（地下構造物等）の存在に伴う地下水流況の変化の程度は小さいものと考ええる。</p> <p>以上のことから、地下構造物の存在等に伴う地下水流況の変化の程度は小さく、「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」として、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>イ、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度 本事業で必要となる雨水流出抑制対策量は1,224㎡である。本事業では、可能な範囲で浸透性舗装・浸透ます等の雨水浸透施設を設けるとともに、新たに雨水貯留槽を設置することにより、必要な雨水流出抑制対策量を確保する計画である。また、施設を適切に配置することで雨水排水と雨水浸透の促進を図り、地下水涵養と健全な植栽基盤の創出を図る。</p> <p>これらの対策を講ずることにより、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は最小限に抑えられるものと考ええる。</p> <p>なお、雨水の地下への浸透が期待できる範囲としては、地下躯体の建設や地下掘削を行わない範囲であり、本事業ではこの範囲を対象として雨水浸透施設の整備を検討する。</p> <p>以上のことから、これらの対策を講ずることにより、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は最小限に抑えられ、「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」として、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表7 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 日影	<p>イ. 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p>
7. 電波障害	<p>イ. 計画建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害</p> <p>計画建築物により、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が広域局では南西方向に計画地境界から最大距離約 220m の範囲、東城局では南西方向に計画地境界から最大距離約 860m の範囲、東京タワーからの地上デジタル放送の遮へい障害が、南西方向に計画地境界から最大距離約 170m 及び約 460～540m の範囲に予測される。</p> <p>また衛星放送については、計画地北東側及び北北東側に最大距離約 210m の範囲に遮へい障害が予測される。しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブリングの活用等の適切な電波障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消されるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えられる。</p>

表8 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 風環境	<p>イ. 年間における強風の出現頻度</p> <p>計画建築物の建設に伴い、周辺住民が利用する場所では、以前より強い風が吹くようになるものの、計画地及び敷地周辺の全ての地点において領域Cや領域Dの出現はなく、風環境は、現況と同じく住宅街や公園の用途に対応する領域Bまでにおさまる。領域Bでは、風環境評価指標の累積頻度 95%の風速を突風率を用いて日最大瞬間風速に換算した場合、10.75m/sを超える頻度は 5%になると考えられる。</p> <p>なお、日最大瞬間風速の超過頻度を評価指標としている村上周三氏らの提案による風環境評価基準では、ラング2の影響を受けやすい用途の場所として住宅街や公園においては、日最大瞬間風速が 10m/s となる日が、年間に 80 日(頻度として 22%) 以下は許容される範囲としている。</p> <p>以上のことから、年間における強風の出現頻度は、計画地及びその周辺の利用用途に応じた風環境であるものと考えられる。</p>

表9 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9. 景観	<p>ア. 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</p> <p>本事業で実施する高さ約165mの高層建築物の建設及び河川沿いの遊歩道や広場・緑地帯の整備は、主要な景観構成要素を大きく変化させることはなく、水辺や緑を感じられる魅力的な都市的景観が形成されると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「景観づくり基本方針」に定められた地域景観の方針及び「港区景観計画」に示される「水と緑のネットワークを強化し、清いのある景観形成を進める」を満足すると考える。</p> <p>イ. 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>工事後は、近景域では地域の新たな高層建築物として認識され、新しい都市的景観を創出する。なお、中景域、遠景域では周辺の中高層建築物と一体となる。地帯を象徴する運河沿いの水城景観や三田一丁目地区の高層住宅街を象徴する都市的景観を形成する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「景観づくり基本方針」に定められた地域景観の方針及び「港区景観計画」に示される「地域の個性を活かした魅力ある街並みを育む」を満足すると考える。</p> <p>ウ. 圧迫感の変化の程度</p> <p>計画地近接部では、現況において既存建築物による形態率が42.3%～71.3%であり、圧迫感を感じやすい状況にある。</p> <p>工事後の形態率は、現況と比較して4箇所すべてで+1.0%～+26.3%の増加と予測されるが、1箇所を除き現況とほぼ変わらない結果であった。</p> <p>計画建築物による景観形成を考えると、当地区ではスカイラインを検討し、圧迫感の低減を行った。具体的には、容積の適正な配分を行い同じ形状が続く基準階を小さくし、北街区と比べて、南街区を下げると、計画地東側に隣接する2棟の高層マンションを含め、それぞれの建物高さに緩やかな起伏のあるラインが形成され、周辺の沿道や公園の植栽などから段階的に高くなるようなラインを形成し、計画地及び周辺の建物が長大な壁面とならないように配慮した。</p> <p>また、地域特性にかんがみ、敷地内の空地部分や外周部は緑のネットワークに配慮し、高木等の植栽を配置することから、歩行者からの視界には植物の緑が入り視野をやりわらげ、計画建築物による圧迫感は軽減されるものと考ええる。</p>

表10 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 史跡・文化財	<p>ア. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度</p> <p>計画地内には「文化財保護法」が規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、計画地東側に筑前秋月藩黒田家屋敷跡が存在しているため、「港区埋蔵文化財取扱要綱」に示される、計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に隣接している場合（第3条1項（2））に該当する。また、建築面積が1,000㎡以上の建築計画となっている場合（第3条1項（3））に該当することから、工事等の計画を進めるにあたっては、「港区埋蔵文化財取扱要綱」の趣旨を尊重し、埋蔵文化財の取扱い方について、事前に港区教育委員会と十分な協議を行い、適切な対応を図る。</p> <p>なお、工事の施行中に、新たな埋蔵文化財等が確認された場合には工事を中断し、「文化財保護法」に基づき、適正に対処する。</p> <p>以上のことから、文化財等については、文化財保護法等に定める発掘等に開する規定の「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とした、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
11. 自然との触れ合い活動の場	<p>ア. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度</p> <p>北街区及び南街区の古川沿いに親水緑道を、南街区東側に公園を整備するとともに、古川から公園への連続的な機能を併せ持つ歩行空間を設け、水と緑に触れ合えるゆとりと賑わいの空間を創出する計画である。</p> <p>工事後においては、計画地内の広場や新たな街路の整備により、東西方向への通行が可能となるとともに、緑を備えた新たな街路の整備により、良好で快適な動線の形成に寄与するものと考ええる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表 11 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 廃棄物	<p>ア. 建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量 (イ) 建設建築物解体に伴う廃棄物の発生量 既設建築物解体に伴う廃棄物の発生量は、約 61,000t と予測する。 これらの廃棄物の処理・処分にあたっては、「建設リサイクル法」等の関係法令等を遵守し、適切な処理により、その減量を図る等の事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値並びに廃棄物に関する法令に示される事業者の責務等を満足すると考える。</p> <p>(ロ) 建設発生土の発生量 建設発生土の発生量は、約 206,000m³ と予測する。 建設発生土は、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認した上で場外搬出することにより適正に処分する計画とし、「建設リサイクル法」等の関係法令等を遵守し、建設資源の循環利用等を促進する等の事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値並びに廃棄物に関する法令に示される事業者の責務等を満足すると考える。</p> <p>(ハ) 建設汚泥の発生量 建設汚泥の発生量は、約 7,300t と予測する。 建設汚泥は、場外に搬出して産業廃棄物として適正に処理する計画であり、「建設リサイクル法」等の関係法令等を遵守し、建設資源の循環利用等を促進する等の事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値並びに廃棄物に関する法令に示される事業者の責務等を満足すると考える。</p> <p>(ニ) 建設工事に伴う廃棄物の発生量 建設工事に伴う廃棄物の発生量は、約 4,400t と予測する。 これらの廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不用品の減量を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令等を遵守し、建設工事にかかる副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進する等の事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値並びに廃棄物に関する法令に示される事業者の責務等を満足すると考える。</p>

表 12 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 廃棄物	<p>ア. 施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量 (イ) 施設の供用に伴う一般廃棄物の種類及び排出量 施設の供用に伴う一般廃棄物は約 6,100kg/日発生するが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」との法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「港区一般廃棄物処理基本計画」の目標達成に寄与するものと考ええる。</p> <p>(ロ) 工場の稼働に伴う産業廃棄物の種類及び排出量 工場の稼働に伴い、インクが付着した空き缶が約 15.2kg/月発生する可能性がある。 インクが付着した空き缶については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」等の法令を遵守し、適正に処理・処分を行うことにより、関係法令に示される事業者の責務を果たすことが可能であると考ええる。</p>
13. 温室効果ガス	<p>ア. 施設の供用に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度 本事業においては二酸化炭素排出量の削減量は約 612t-CO₂/年以上、施設の供用に伴う二酸化炭素の削減率は約 33.1%以上と予測される。 また、さらなるエネルギー消費の削減努力を講じること、新基準への適合を図ることとする。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示される「事業者の責務」、「環境確保条例」に示される「地球温暖化の対策の推進」、「省エネ法」に示される「建築主の判断基準」、「地球環境保全東京アクションプラン」による「事業者の取り組み行動」、「東京エネルギービジョン」による「将来エネルギー需給に関する目標を実現していくためのエネルギー施策」等を満足するものと考ええる。</p>

●東京都告示第千五百九十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)八王子高尾商業施設計画について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

大和ハウス工業株式会社

代表取締役社長 大野 直竹

大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)八王子高尾商業施設計画

自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、八王子市東浅川町に位置する計画地において、商業施設の建設及び自動車駐車場の設置をするものである。

四 周知地域の範囲

八王子市 東浅川町、長房町、甘里町、高尾町、初沢町、狭間町、柗田町及び館町の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、日影、景観、自然との触れ合い活動

の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年十二月一日から同月十日まで。ただし、

日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 八王子市環境部環境政策課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

イ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十六年十二月二十二日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第千五百九十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する平成二十七年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

保安林の種類

単位 同一単位とされる区域

皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)

水源かん養保安林

多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

六三三・〇七

安林

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

二六九・九九

計

浅川 八王子市の区域

七六・一七

土砂流出防備保安林

多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

九七九・二三

秋川

あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

一六・一一

浅川

八王子市及び町田市の区域

一四・〇二

大島	神津島村の区域	〇・五〇
八丈島	八丈町の区域	八一・五四
計		一六二・六五
干害防備保安林	秋川 西多摩郡檜原村の区域	〇・七八
	大島 大島町の区域	一・八六
	八丈島 八丈町の区域	〇・四〇
	小笠原 小笠原村の区域	八六・八八
	諸島	
計		八九・九二

保健保安林

多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	一六・三八
秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一七・〇五

浅川	八王子市及び町田市 の区域	一〇・五二
小笠原	小笠原村の区域	一九六・〇〇
諸島		
計		二三九・九五

●東京都告示第千五百九十八号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）
 第四条第二項の規定に基づき、東京都立東海ふ頭公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十六年十二月一日

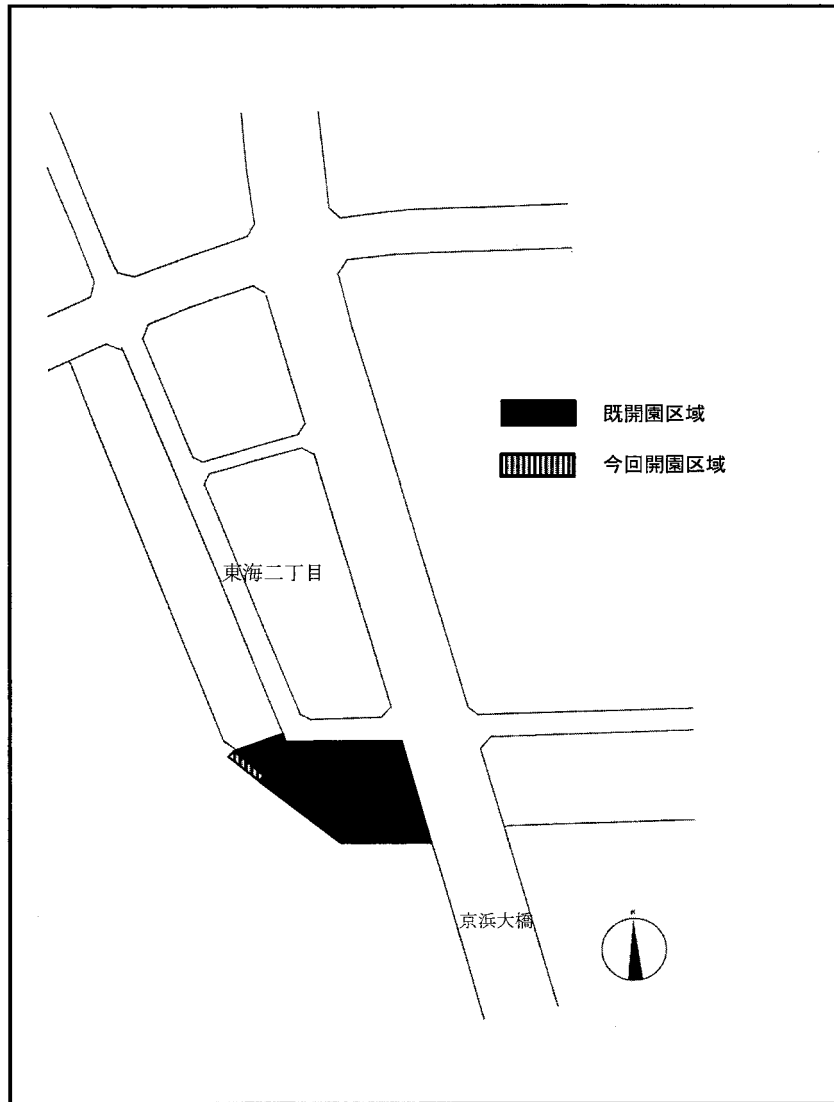
東京都知事 舩 添 要 一

- 一 区域 別図のとおり
- 二 面積 変更前 二二、三五六・六八平方メートル

変更後 二二、六九四・一八平方メートル
 三 変更年月日 平成二十六年十二月一日

別 図

東京都立東海ふ頭公園



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

1 介護老人保健施設 東京 江戸川区東篠崎二丁目十一番一
さくらメデイケアセンター

●東京都選挙管理委員会告示第百三十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施

設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

井上病院 八王子市館町五百五十九番地一

生活協同組合 多摩相互 八王子市旭町三番地一

病院

●東京都選挙管理委員会告示第百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があつたので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
維新の党東京都支部連合会	川田 龍平	柳ヶ瀬 裕文	千代田区永田町2-9-6	H26. 9. 22	○
維新の党中央区議会第1支部	青木 佳乃	青木 ゆふ乃	中央区月島3-3-13	H26. 9. 24	○
維新の党町田市議会第1支部	夏梅 邦典	夏梅 ゆかり	町田市能ヶ谷4-9-9	H26. 9. 25	○
自由民主党東京都港区第三十三支部	小倉 里枝子	横山 健治	港区南麻布1-4-21	H26. 9. 1	○
自由民主党東京都港区第三十五支部	広瀬 康令	田中 美恵	港区白金台4-12-8	H26. 9. 8	○
自由民主党東京都港区第三十六支部	黒崎 祐一	川畑 博	港区港南3-4-12	H26. 9. 11	○
自由民主党東京都品川区第二十七支部	横山 由香理	喜谷 聡子	品川区小山5-25-16	H26. 9. 16	○
自由民主党東京都江戸川区第三十五支部	川口 俊夫	中川 昭文	江戸川区南葛西6-13-14	H26. 9. 4	○

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類
維新の党衆議院東京都第6選挙区第1支部	落合 貴之	奥田 久仁夫	世田谷区太子堂4-5-2	H26. 9. 22	○	衆議院議員
維新の党東京都第15区支部	柿沢 未途	後藤 正	江東区富岡1-26-21	H26. 9. 22	○	衆議院議員
次世代の党衆議院東京都第七支部	吉田 康一郎	吉田 勝昭	中野区新井1-1-16	H26. 9. 25	○	衆議院議員

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
あさの清美後援会	星野 雅子	斉藤 敬子	墨田区押上2-19-5	H26. 9. 19
あたたかい品川区政をつくるみんなの会	廣瀬 勲綏	秋田 操	品川区大崎4-5-31	H26. 9. 2
石橋なおき政策研究会	石橋 尚樹	石橋 かおる	荒川区町屋7-19-5	H26. 9. 2

伊藤のぶよ後援会	今野 一郎	伊藤 希望	新宿区山吹町345	H26. 9. 16
大竹さよこ後援会	大竹 小夜子	青木 信夫	足立区鹿浜5-30-6	H26. 9. 30
小川こうじ後援会	小川 幸治	塩田 正照	練馬区石神井台8-1 8-34	H26. 9. 16
おじま紘平後援会	尾島 紘平	水田 昌宏	練馬区平和台4-8-1 19	H26. 9. 24
きくち秀夫後援会	安田 勝彦	安田 勝彦	北区神谷3-30-1 0	H26. 9. 4
共生社会をつくる会	齋藤 新一	山本 敦	武蔵野市西久保3-1 3-8	H26. 9. 29
栗林ひさゆきを育てる会	栗林 寿行	佐藤 敏美	杉並区成田東1-35 -7	H26. 9. 22
小西ともこと一緒に八王子に笑顔の花を咲かせる会	石部 哲子	河俣 祐子	八王子市北野台1-2 7-5	H26. 9. 17
小峰よしえ後援会	小峰 由枝	谷 謹一	大田区大森中1-18 -20	H26. 9. 18
佐藤けんごを育てる会	佐藤 研吾	平田 桂子	杉並区下高井戸4-1 -1	H26. 9. 5
佐藤さとると練馬を創る会	佐藤 悟	大竹 隆司	練馬区氷川台3-32 -10	H26. 9. 11
佐藤新悟後援会	佐藤 新悟	佐藤 幸恵	府中市是政3-14-2 8	H26. 9. 1
さの智恵子後援会	佐野 智恵子	羽部 俊男	足立区本木東町25-1 2	H26. 9. 30
すえやす広明後援会	末安 広明	片岡 和人	大田区千鳥3-11-1 19	H26. 9. 25
創造まち未来	若尾 喜美江	佐藤 正一	八王子市めじろ台3-1 9-14	H26. 9. 25
大樹の会	門田 マミ	門田 陵	江東区塩浜1-4-3 3	H26. 9. 5
太陽と水と塩の党	柳沼 信幸	山寄 偉久子	多摩市諏訪4-1-3	H26. 9. 8
たかじょう訓子後援会	新井 進介	平山 耕三	世田谷区南烏山6-3 4-16	H26. 9. 24
椿真一後援会	椿 真一	藤江 康俊	大田区中央8-20-1 2	H26. 9. 25